成績評価及び修了と卒業に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、本学学則第12条に基づき、本学学生の成績評価及び修了と卒業に 関して必要な事項を定めることを目的とする。

(試験)

第2条 教育課程における学習評価は、学則第12条、細則12条に定める試験により 行う。

(成績評価)

- 第3条 本学の教員(非常勤講師を含む。)が担当する科目の成績評価は、S (90点以上)・A (80点以上)・B (70点以上)・C (60点以上)・F (60点未満)とし、合格に必要な評価区分はシラバスに明記する。
 - 2 前項の成績評価に対してグレードポイント(GP)を与え、Sは4、Aは3、Bは2、Cは1、F(60 点未満)は0とする。
 - 3 評価点数は素点を 100 点から 0 点までとし、A 項目(筆記試験)、B 項目(レポート他)の合計により算出するが、その割合はA 項目を 90%、B 項目を 10%とする。
 - 4 出席時数がシラバスに示す教育時間の90%に満たない学生については、履修を放棄したものとみなす。

評価区分	評定記号と評価内容	付加するGP
100~90 点	S(秀): 特に優れた成績である	4
89~80 点	A (優): 優れた 成績である	3
79~70 点	B(良): 概ね 妥当な 成績である	2
69~60 点	○(可):合格に必要な最低限度を満たした成績である	1
59~0 点	 F(不可): 合格には至らない成績である	0
	N: 単位認定科目であり、GPAの対象としない	なし
	E: 学費未納等により評価に至らないものである	なし

(GPA)

第4条 GPA (Grade Point Average) とは、対象授業科目のうち、履修登録した科目についてそれぞれの単位数にグレードポイント(4,3,2,1,0のいずれか)を乗算し、その合計ポイントGPSをそれぞれの単位数の総和で割ったものとし、小数点以下第3位を四捨五入する。

(例)GPA算出方法

科目名	評定	単位数	GР		
○○○○○○構造	S	2 単位	4	$2 \times 4 =$	8
△△△△△実習 1	F	1 単位	0	1 × 0 =	0
◇◇◇◇◇◇実習2	А	2 単位	3	2 × 3 =	6
	合計	5単位		1	4点(GPS)

GPA = 14点 ÷ 5単位 = 2.8 (この単位数↑にはF:不合格科目の単位数も含みます。)

- 2 学期GPA計算式の「当該学期に履修登録した授業科目」には、全学期に履修登録し当該学期に成績評価された通年科目を含める。
- 3 不合格になった科目を再履修した場合は、再履修前のGPを削除し新たにGPA を算出する。

(認定科目)

- 第5条 素点で評価されない認定科目についてはGPを算出せず、GPA対象外とする。
 - 2 認定科目とは、本学(編入学を含む。)以前に他の学校などで習得した単位を本学の卒業要件に認めたものを言う。
 - 3 本学入学以後に修得した単位であっても、学外実習やインターンシップ実習の単位については、素点で評価されないためGPを算出せず、GPAの対象外とする。

(単位の認定)

第6条 シラバスに定める成績評価区分に応じて、所定の単位を認定する。

(履修登録の取り消し)

- 第7条 授業科目の履修登録は、修正並びに取り消しができる。修正・取り消し期間 に取り消ししなかった履修登録科目は、すべて成績評価される。
 - 2 修正・取り消し期間は、3週間とする。

(卒業・修了の認定)

第8条 シラバスに定める所定の単位を取得したものについて、学則第14条に基づき 卒業及び自動車整備士養成課程の修了を認定する。

成績評価ガイドライン

S	90 点以上	授業の到達目標の達成がすぐれていると認められる
Α	80 点~89 点	授業の到達目標を達成していると認められる
В	70 点~79 点	授業の到達目標をおおむね程度達成していると認められる
С	60 点~69 点	授業の到達目標をほぼ達成していると認められる
F	60 点未満	授業の到達目標を達成するには努力が必要

※授業科目の特性から、本ガイドラインを修正する科目は、その理由と基準をシラバスに明記することとする。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。